平成29年度 決算状況 平成29年度 決算状況

平成29年度 特別会計の決算状況

●国民健康保険特別会計

たノ	裁入	30億3,144万円	国民健康保険税 被保険者1人あたり新他に、国・県からの交付 らの繰入金でまかなわ	金や一般会計か
店上	裁出	27億6,644万円		

●後期高齢者医療特別会計

歳入	2億6,502万円	後期高齢者医療保険料 1億8,783万円 被保険者1人あたり約6万円 他に、一般会計からの繰入金でまかなわ れています。
歳出	2億6,413万円	後期高齢者医療広域連合納付金 2億4,897万円 岐阜県後期高齢者医療広域連合が保険 料の決定や医療の給付などの事務処理 を行っています。

●介護保険特別会計

歳入	18億3,089万円	介護保険料 4億1, 被保険者1人あたり約7万円 他に、国・県からの交付金やー らの繰入金でまかなわれていま	般会計か
歳出	17億6,984万円	A=#14 1"= 11E //EIA+/2	

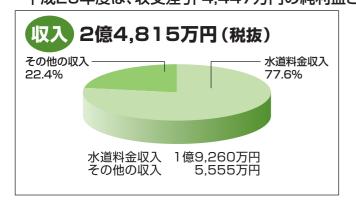
●下水道事業特別会計

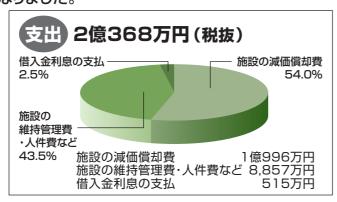
歳入	9億6,048万円	下水道使用料 2億5,519万円 他に、国からの交付金や、一般会計から の繰入金、町債(町の借金)でまかなわ れています。
歳出	9億4,521万円	公債費 5億223万円 (下水道工事などのために国や銀行な どから借りたお金の返済などに使われる お金) 下水道事業費 2億4,333万円 (下水道工事などに使われるお金)

平成29年度 水道事業の決算状況

◆収益的収入および支出(水をお届けするための費用とその財源)

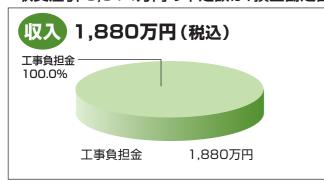
平成29年度は、収支差引 4.447万円の純利益となりました。

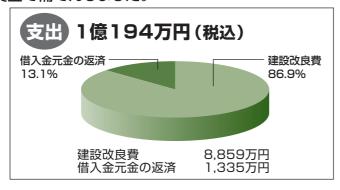




◆資本的収入および支出(水道施設を整備するための費用とその財源)

収支差引 8.314万円の不足額は、損益勘定留保資金で補てんしました。





●企業債(水道事業の借金) 4億3.748万円(平成30年3月31日現在)

◇給水戸数 8,835戸(平成30年3月31日現在) ◇供給単価(1m³あたりの販売価格)

81.11円

◇年間総配水量 2.902.217m³

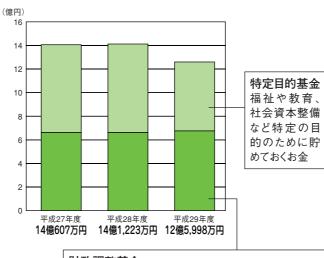
◇給水原価(1m³あたりの生産価格) 72.31円

基金と町債の状況

◇町の貯蓄は、どれくらいあるの?

基金(町の貯蓄)現在高状況

平成29年度の基金現在高は、前年度に比べて 約1億5.225万円減少しました。



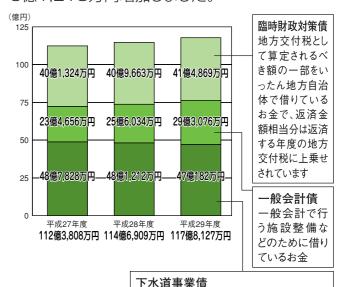
財政調整基金

財源が不足する場合や災害などの緊急の事態に備え て貯めておくお金

◇町の借金は、どれくらいあるの?

町債(町の借金)現在高状況

平成29年度の町債現在高は前年度に比べて約 3億1.218万円増加しました。



下水道施設整備のために借りているお金

財政健全化比率の公表

地方公共団体の財政健全化に関する法律により、平成29年度健全化判断比率の4指標と公営企業 における資金不足比率を公表します。

この指標が基準値(早期健全化基準)を超えると財政再建団体の予備軍として、財政健全化計画の 策定の義務付など、自主的な改善努力による財政健全化を図ることになります。

平成29年度の健全化判断比率・資金不足比率は次のとおりです。

平成29年度健全化判断比率の4指標

1.実質赤字比率 該当なし【早期健全化基準:15%】

一般会計などの赤字の程度を示します。数値が大きい ほど財政運営が深刻化していることを表します。

平成29年度の笠松町は黒字のため、実質赤字比率は該 当ありませんでした。

3.実質公債費比率 6.0%【早期健全化基準:25%】

借入金の返済額やこれに準じる額の大きさを示してい ます。数値が大きいほど資金繰りが悪化していることを表 します。

笠松町は早期健全化基準を下回っており、平成28年度 の比率は5.9%で、前年度と比較すると0.1%増加してい

2.連結実質赤字比率 該当なし【早期健全化基準:20%】

特別会計や企業会計などすべての会計を合算して、町 全体としての赤字の程度を示します。数値が大きいほど財 政運営が深刻化していることを表します。

平成29年度の笠松町は黒字のため、連結実質赤字比率 は該当ありませんでした。

4. 将来負担比率 105.0% 【早期健全化基準: 350%】

借入金や将来的に支出することが見込まれる現時点で の残高を示しています。数値が大きいほど将来、財政を圧 迫する可能性が高いことを表します。

笠松町は早期健全化基準を大きく下回っており、平成 28年度の比率は95.2%で、前年度と比較すると9.8%増 加しています。

平成29年度公営企業における資金不足比率

資金不足比率 該当なし【経営健全化基準:20%】

公営企業の料金収入の規模に対する資金不足額の程度を示します。数値が大きいほど経営状況が悪化していることを表し

水道事業、下水道事業とも資金不足額が発生していないため、資金不足比率は該当ありませんでした。